

平成 18 年 7 月 21 日

各 位

会社名 イーシステム株式会社
(コード番号： 4322)
代表者名 代表取締役社長 渡辺 博文
問合せ先 取締役 大西 浩之
(TEL. 03-3516-9259)

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 21 日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

記

I. 本新株予約権発行の目的

当社は、近年の CRM ソフトウェア業界における再編により収益への影響を受けた事を反省材料として「CRM および CRM 周辺分野において、顧客にベストソリューションを提供する」というコンサルティング企業としての基本に立ち返り、今後は特定のソフトウェアに依存しない強固な営業基盤を確立することで「CRM 分野における NO.1 ソリューションベンダー」を目指してまいります。

今回の新株予約権の発行は、「CRM 分野における NO.1 ソリューションベンダー」実現のための総合的ソリューションの提供力強化に向けた、機動的な資金調達を可能とするものです。

また、現在残っている、昨年 9 月発行の無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、関連会社株式の売却益等をベースに繰上償還を進める方針です。

II. 本新株予約権の特徴

本新株予約権の発行により、当社は、第三者割当方式による低コストでの資金調達機会が得られることとなります。

また、本新株予約権は以下の特徴を有し、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みとなっており、本新株予約権の発行は、資金調達方法として現時点では最良の選択であると考えます。

- (1) 当社の選択によりいつでも行使することが可能なコールオプション（新株予約権発行要項第 14 項第 (2) 号参照）が付されており、本新株予約権を取得し消却することができること。
- (2) 本新株予約権は、割当予定先 1 社に対する第三者割当方式であり、割当予定先から第三者へは新株予約権の形態では譲渡されないこと。
- (3) 割当予定先は、当社が行使を要求しない限り本新株予約権を行使することができず、また、当社が行使を要求した場合にはこれを行行使する義務を負うことになるため、当社としては株価下落時の権利行使を抑制できると同時に、資金調達が必要な状況下においては迅速な資金調達が可能な仕組みとなっていること。
- (4) 本新株予約権は、行使価額の修正について、下限はあるが上限がないため、株価上昇時には行使価額が上昇することが期待できるが、株価下落時でも行使価額は下限行使価額である 13,703 円（但し新株予約権発行要項第 11 項による調整を受ける。）を下回ることはなく、既存株式価値の希薄化を抑制できること。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Ⅲ. 第1回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 イーシステム株式会社第1回新株予約権
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、25,000,000円を行使価額（以下に定義する。）で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる（以下「割当株式数」という。）。
本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。
3. 本新株予約権の総数 200個
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金1,250,000円
5. 新株予約権の払込金額の総額 金250,000,000円
6. 申込期間 平成18年8月7日
7. 割当日及び払込期日 平成18年8月8日
8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全てウェル・フィールド証券株式会社に割当てる。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初27,405円（以下「当初行使価額」という。）とする。
10. 行使価額の修正
平成18年8月9日（水）以降、行使価額は、行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日（但し、売買高加重平均価格の算出されない取引日を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の約50%である13,703円（但し、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。本要項において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）が開設されている日をいう。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\begin{array}{rcc}
 \text{調整後} & & \text{調整前} \\
 \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \\
 & & \times \\
 & & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全て

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成18年8月9日から平成21年8月8日(第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日)までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。

(2) 当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の20営業日以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(3) 本新株予約権者は、当社に対して、20営業日以上前までに通知することにより、自らの所有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、金1,250,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、平成18年7月20日の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の終値を5%上回る額とした。

19. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

20. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

21. 行使請求受付場所

イーシステム株式会社

東京本社

22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行

渋谷中央支店

23. 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に扱うものとする。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

24. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

本新株予約権の行使の際の払込金額を含めた手取概算額 5,238,672,000 円については、特定のソフトウェアに依存しない「顧客ニーズに対応したベストソリューション」の提供を実現するために必要な営業力の強化、コンサルティング力強化に向けた人員の拡充および教育・研修の強化等、運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配当に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しております。配当につきましては各決算期の経営成績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保の必要性を勘案して決定してまいります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および今後の事業拡大の為の投資等に充当していく所存です。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4,231.73 円	△3,214.63 円	△17,101.92 円
1 株 当 たり 年 間 配 当 金	－円	1,000.00 円	－円
実 績 配 当 性 向	－%	－%	－%
株 主 資 本 利 益 率	14.5%	△8.6%	△54.8%
株 主 資 本 配 当 率	－%	2.5%	－%

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成 18 年 7 月 20 日現在の発行済株式総数および潜在株式総数に対する今回発行する新株予約権による潜在株式の比率は 46.9%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を、直近の発行済株式総数および既に発行されている転換社債型新株予約権付社債がすべて直近の転換価額で転換された場合に発行される株式数並びに今回発行する新株予約権がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数の合計で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

形 態	新株予約権付社債
発 行 す べ き 株 式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株 式 の 発 行 価 額	(注1)
発 行 価 額 の 総 額	2,500,000,000 円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	2,500,000,000 円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日～平成18年6月27日
発 行 日	平成16年6月28日

(注) 1. 無担保転換社債型新株予約権付社債の株式への転換価格は以下のとおりであります。

平成16年7月31日	1株当たり	172,265 円	(2,322 株)
平成16年8月31日	1株当たり	116,009 円	(862 株)
平成16年8月31日	1株当たり	115,942 円	(3,450 株)
平成16年9月3日	1株当たり	115,942 円	(3,450 株)
平成16年9月10日	1株当たり	115,942 円	(1,725 株)
平成16年9月30日	1株当たり	98,296 円	(3,052 株)
平成16年10月3日	1株当たり	98,280 円	(2,035 株)
平成16年10月18日	1株当たり	98,280 円	(2,035 株)
平成16年10月19日	1株当たり	98,296 円	(3,052 株)

形 態	新株予約権付社債
発 行 す べ き 株 式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株 式 の 発 行 価 額	平成18年4月14日 1株あたり 37,564.5 円 (5,324.17 株)
発 行 価 額 の 総 額	2,000,000,000 円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	200,000,000 円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使期間	平成17年9月23日～平成20年9月21日
発 行 日	平成17年9月22日

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
始 値	96,800円	165,000円	102,000円	67,800円
高 値	223,000円	205,000円	116,000円	89,900円
安 値	75,500円	95,000円	46,600円	23,050円
終 値	159,000円	101,000円	66,200円	26,100円
株価収益率	37.57倍	31.41倍	—	—

(注) 1 平成18年12月期の株価については、平成18年7月20日現在で表示しています。

2 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. 割当予定先の概要等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		ウェル・フィールド証券株式会社	
割当新株予約権数		200 個	
払込金額		金 250,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋人形町二丁目 25 番 15 号	
	代表者の氏名	安田 道男	
	資本の額	715,300,000 円	
	事業の内容	証券業	
	大株主及び持株比率	ビービーネット株式会社 (33.6%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
	取引関係等	該当事項はありません	
	人的関係等	該当事項はありません	

(注) 「資本の額」欄は、平成18年7月21日現在のものであります。

(2) 本新株予約権の発行日程（予定）

平成18年 7月21日（金）	新株予約権発行取締役会決議 有価証券届出書提出
7月29日（土）	有価証券届出書効力発生予定
8月7日（月）	申込期日
8月8日（火）	割当日
8月8日（火）	払込期日
8月9日（水）	新株予約権行使開始日

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) その他

割当予定先であるウェル・フィールド証券株式会社との間で、本新株予約権に譲渡制限を付することを合意する予定であります。また、ウェル・フィールド証券株式会社は、本新株予約権の権利行使の結果、取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け以外の本件の引受けに関する空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。